第

1289

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 4月 6日 火曜日

号

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## <sup>©</sup>個人の土地譲渡益課税の税率引き下げ

②:私は、個人の土地譲渡益課税の税率が引き下げられるということで、20年程前に購入した土地の売却を考えています。税率は何%になるのでしょうか。

**A**:長期所有の土地等については、一律 26% (所得税20%、住民税6%) になり ます。

## 【解説】

平成11年度の改正で、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に、その年1月1日において5年を超えて所有する土地等及び建物等を譲渡した場合の譲渡所得に対する課税について、税率が次のように引き下げられます。

区分	改正前	改正後
特別控除後の譲渡益	26%	
6,000万円以下	所得税20%	一律26%
の部分	住民税 6%	所得税20%
特別控除後の譲渡益	32. 5%	住民税 6%
6,000万円超	所得税25%	
の部分	住民税7.5%	

ちなみに、長期譲渡税率の変遷は次のよう になっています。

icia y c v	0. 7 0					
	H3年	H4年	H7年	H8年	H10年	出11年
	以前	以降		以降		
4,000万円以下	26%		32. 5%	26%		
4,000万円~					26%	
6,000万円		39%		32. 5%		26%
6,000万円~	32. 5%		39%			
8,000万円					32. 5%	
8,000万円超				39%		







